

空き家について

全国的に適切な管理がされずに放置された空き家が増加する中、空き家対策は重要な課題となっています。小樽市においても約6軒に1軒が空き家となっており、今後も空き家の増加が予測されています。

■空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました

この法律は空き家問題が深刻化するのに伴い、所有者などの責任をより明確にし、所有者による自主的な改善を促すことが狙いとなっています。改善が図られない場合は、行政（市町村）が危険な空き家（特定空家等⇒P9）を認定し、建物の除却や修繕などを指導することなどが盛り込まれています。

Q.どうして空き家になるの？

親や親せきの死亡、転勤や施設への入所、子供との同居などが主な要因となります。こうした誰にでも訪れる人生の移り変わりの中で空き家になることが多い傾向にあります。

Q.空き家になることは悪いこと？

空き家になること自体は決して悪いことではありません。多くの方が適切に管理され、売却、解体している中で、何も対応されずに空き家を放置し管理されないことが様々な問題の原因となっています。

○管理不全な空き家の例

建物の**倒壊**や壁、屋根材の**損傷・飛散**により近隣へ危害を与える

動物が住み着くことにより**悪臭**が発生する

草木の繁茂による**害虫**の発生や敷地外への**越境**により住環境が悪化する

ごみや危険物の**不法投棄**により周辺の生活環境が悪化する

開口部の**破損**などにより、防火性・防犯性が低下する

落雪により隣家や通行人等に危害を与える

